

2/3

吾妻郡小・中学生
卓球大会結果紹介

2月3日(土)中之条町総合体育館において、第32回吾妻郡小・中学生卓球大会が開催され、本村スポーツ少年団卓球部からは小学生の部に10名が参加しました。

結果は次のとおりでした。

【大会成績】

小学生 女子 6年生の部
3位 阿部ねねか
3位 松井和花

スポ少

卓球部員全員が入賞を目指して練習してきま

した。
日頃の成果を発揮し、楽しく、一生懸命試合をしてきました。



これからもスポ少卓球部員一同各種大会での入賞を目標に練習に励んでいきたいと思っています。

スポーツ少年団卓球部

くらしの情報

国民年金



学生納付特例制度をご利用の方へ

国民年金保険料の学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送することによって平成30年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、年金事務所へお問い合わせください。

特例追納制度は3月31日までです！

配偶者の扶養となっていた人が、収入の増加や退職などにより扶養をはずれたときは、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への手続きが必要です。この手続きが2年以上遅れ、時効により未納となってしまう期間(特定期間)を対象に、特例追納措置(特例追納制度)を行っています。

未納となってしまう期間について届け出を行うと、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。(年金額には反映されません。)また、特定期間となった期間については平成30年3月31日までの間、特定保険料を追納することで年金額を増やすことができる場合があります。

手続きの方法やご自身の対象期間などについては、年金事務所へお問い合わせください。

渋川年金事務所 ☎0279・22・1614

群馬県立点字図書館の利用案内

群馬県立点字図書館は、視覚障害者のために耳で聞く録音図書・さわって読む点字図書等の各種情報を製作、収集して、利用者に提供する視覚障害者情報提供施設です。視覚障害者の「読書権」と「知る権利」を保障し、自立と社会参加を支援します。

【利用案内】

点字図書館をご利用希望の方は来館または電話により利用登録をしてください。

①視覚障害のある方に、電話やFAX等で希望された図書を、送料無料で貸出します。1回に3タイトル、2週間まで貸出できます。

○点字図書・録音図書・DVD映画音声解説CD

○点字雑誌・録音雑誌

○点字パンフレット・録音パンフレット

○個人の希望に応じてプライベート点訳・音訳をしています。

②デージー(CD)図書専用の再生機を無料で貸出します。

●群馬県立点字図書館連絡先

群馬県社会福祉総合センター3F

☎027・255・6567

FAX 027・280・4103

Eメール guntento@mid.biglobe.ne.jp

●開館時間 午前9時から午後5時まで

●開館日 月曜日から金曜日(土曜・日曜・年末年始・図書整理日はお休みです)

【群馬県自動車税事務所からのお知らせ】

自動車の登録手続きはお済みですか？

・自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に納付いただく税金です。



● 次のような場合には、平成30年3月30日（金）までに、運輸支局で必ず手続きを行ってください。

【変更登録】 ……住所、氏名に変更があった場合

【移転登録】 ……自動車を下取りに出したり、他の人に譲渡した場合

【抹消登録】 ……自動車を使用しなくなった、または使用不能である場合

※ 登録手続きを委託した場合は、手続きが済んでいるか再度御確認ください。

● 登録手続きを済ませないと以下のようなことが起こります。

〈例〉

○引っ越しをしたが、新住所に納税通知書が届かない。

○人に譲ったり、故障しているなど、既に使用していない車の税金を納めることになる。

○下取りに出したはずの車の税金を納めることになる。

車検証の住所や氏名の登録変更が3月30日までに完了しない場合は、「ぐんま電子申請受付サービス」で納税通知書の送付先を一時的に変更することができます。

詳しくは、ホームページから→

群馬県 自動車税 電子申請

検索

問い合わせ先

自動車税について 群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343

群馬県吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300

自動車の登録について 関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021

※ 軽自動車、バイクには軽自動車税が課税されます。軽自動車税については、町村役場にお問い合わせください。

平成30年度 国税専門官採用試験

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官（国家公務員）を募集します。

● 受験資格

① 昭和63年4月2

日～平成9年4

月1日生まれの者

② 平成9年4月2日

以降生まれの者で

次に掲げる者

(1) 大学を卒業した者

及び平成31年3月

までに大学を卒業

する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲

げる者と同等の

資格があると認

める者

● 申し込み方法等

〔原則〕インターネット

申し込み

次のアドレスへアク

セスし、説明に従って

入力

http://www.jinji-

shiken.go.jp/juken.html

受付期間

平成30年3月30日

（金）午前9時～4月11日（水）（受信有効）

● 試験日

第1次試験日

平成30年6月10日（日）

第2次試験日

平成30年7月12日

（木）～7月19日（木）の

いずれか第1次試験

合格通知書で指定す

る日時

● 問い合わせ先

インターネット申

し込みに関する問い

合わせ

人事院人材局試験

☎03・3581・5311

内線2332

午前9時から午後

5時（土・日曜日及び

祝日等の休日は除く。）

右記以外の問い合

わせ

関東信越国税局人

事第二課試験係

☎048・600・3111

内線2067

午前8時30分から午

後5時（土・日曜日及び

祝日等の休日は除く。）